

## 基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

### 主要施策 4 - 1 良好な生活環境の整備

#### 現状と課題

障害のある人や高齢者だけでなく、子どもとその家族が利用しやすい良好な住環境を整備することが重要です。

本市では、公共施設や交通機関などのバリアフリー化を促進し、子どもと子育て家族が生活しやすいまちづくりを進めています。

すべての市民が利用しやすい住環境の整備を進めるとともに、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう支援する必要があります。

さらに、ニーズ調査の結果や協議会、市民・団体別懇談会等では、子どもの遊び場や居場所を求める意見が多く、公園や広場等の整備を今後も進めていく必要があります。

#### 協議会、市民・団体別懇談会等の意見

子育て中の若い世代が安い料金で暮らせる様にしてほしい。

小さい公園でも、日陰やベンチがあれば人が集まり交流ができるのではないか。

周りから見えない公園はこわい。

エスカレーター、エレベーターの設置が進んでいない。

#### 施策の方向性

ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

市営住宅の確保

憩いの場、遊び場の整備

幅広い世代が住みやすいまちづくり

## 具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
4-1-1	歩道の整備	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。 また、あんしん歩行エリア内の交通事故及び死傷者が減少するための対策を実施します。	事業の継続	道路整備課
4-1-2	生活道路の整備促進	歩行空間の確保等による歩行者及び自転車利用者の交通安全対策を実施します。	事業の継続	道路整備課
4-1-3	交通環境の検討	平成 14 年に設置した市民参画による「鎌倉市交通政策研究会」において、前研究会から出された 20 の施策や新たな施策の検討を行います。	事業の継続	交通政策課
4-1-4	庁舎内のバリアフリー化の推進	庁舎内のトイレのバリアフリー化（洋式化など）を老朽化した設備の改修時に併せて、順次進めていきます。 特に子ども連れで利用するトイレには、ベビーベッド、チャイルドキープなどを設置していきます。	事業の継続	管財課
4-1-5	公園・緑地の整備促進 (重複掲載 4-3-8)	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。 また、子どもたちが戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等の身近な場所への設置に向け取り組みます。	緑の基本計画平成 27 年中間年次に向け推進	公園海浜課
4-1-6	緑地の確保	緑の基本計画に基づき、身近な生活空間での緑の充実を図るため、特別緑地保全地区の指定を行うなどにより、良好な都市環境を支える緑地を確保します。	事業の継続	みどり課
4-1-7	駅施設の整備	公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。	事業の継続	交通政策課
4-1-8	住宅施策の推進	若年ファミリー層を中心とした若年世代の定住促進のための住宅施策について、調査・研究します。	事業の継続	建築住宅課
4-1-9	まちづくり活動の支援	市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援し、幅広い世代が住みやすいまちづくりを推進します。	自主まちづくり計画を策定している団体数の拡大 [20 年度 11 団体]	まちづくり政策課
4-1-10	市営住宅の整備促進	市営住宅の総合的整備計画の策定に向けた市営住宅建替え計画の中で、子育て世代に配慮した保育施設等との併設について検討します。	事業の継続	建築住宅課

## 主要施策 4 - 2 安全・安心まちづくりの推進

### 現状と課題

安心して子育てをするためには、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な住環境の整備とともに、犯罪や事故を未然に防ぐための仕組みづくりが重要です。

本市では、スクールゾーンの整備や公園灯の設置を行うとともに、自主防犯パトロール活動の推進や交通安全教室の充実など、市民や関係団体と連携した防犯事業を実施しています。

しかし、ニーズ調査結果では、子育てをしていて特に困ること、困ったことについて、就学前児童の保護者で「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が49.3%、「子どもが安全に通れる道路がない」が43.6%、「暗い通りが多く、犯罪被害にあわないか心配」が34.7%と、保護者の不安感が高く、今後も、住環境の整備を進めるとともに、地域において防犯に対する意識を高め、安心して暮らすことができる仕組みづくりが求められています。

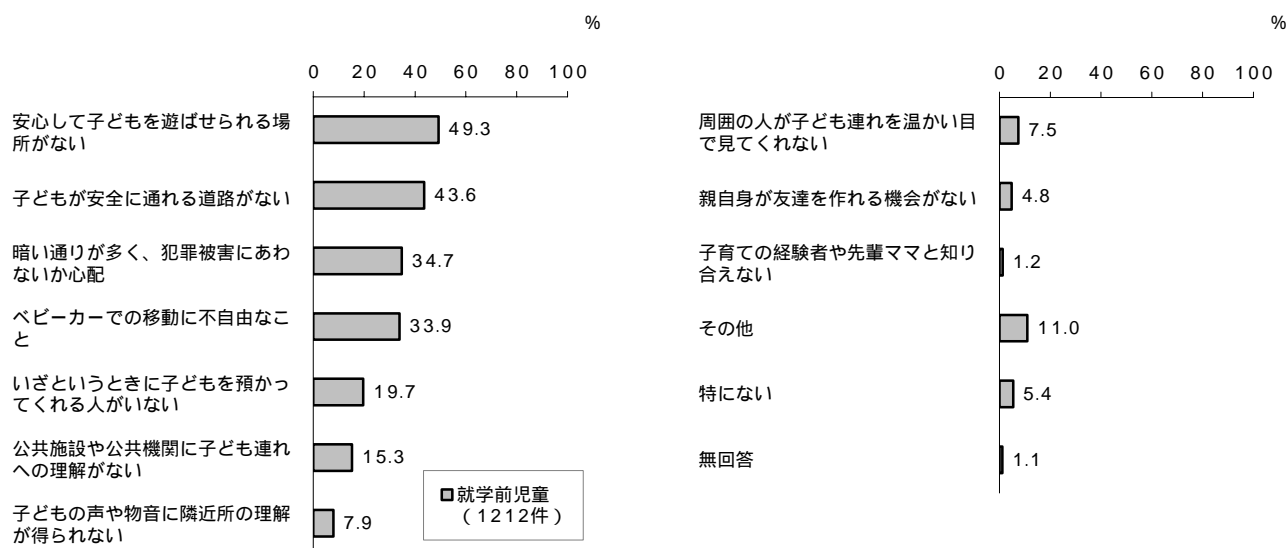


図 子育てをしていて特に困ること、困ったこと

#### 協議会、市民・団体別懇談会等の意見

危険な箇所などを示した安心・安全マップのようなものがあれば、事前に気をつけられるので安心。

青色パトロールは子どもたちも認識しており、これからもずっと続けて欲しい。

## 施策の方向性

地域における見守り活動等への支援の充実

防犯・防災に関するネットワークづくり

安全・安心に関する情報提供・啓発の充実

犯罪や事故を未然に防ぐ取り組みの充実

### 具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
4-2-1	防犯灯管理費補助金の交付	市内の自治・町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付します。	事業の継続 安全安心推進課
4-2-2	防犯対策の充実	都市公園、児童遊園に公園灯を設置し、管理を行います。	事業の継続 公園海浜課
4-2-3	自主防犯パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。	自主防犯活動に取り組む自治・町内会を140団体に拡大 [20年度 112団体] 安全安心推進課
4-2-4	学校と警察の連携の強化 (重複掲載 3-4-4)	各学校と警察との連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	事業の継続 教育指導課
4-2-5	児童安全指導の開催	市立小学校3年生に対し、子どもの暴力防止プログラムを実施します。	事業の継続 教育指導課
4-2-6	防犯教室の開催	各学校・子ども会館・子どもの家・保育園等において、不審者侵入を想定した防犯教室や避難訓練を実施します。	事業の継続 教育指導課 安全安心推進課 青少年課 保育課
4-2-7	関係機関、団体との協議会の開催	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を開催します。	事業の継続 安全安心推進課
4-2-8	防犯体制の充実	防犯アドバイザーを2名配置し、防犯講習会、立ち寄り警戒、子どもの見守り活動等を行います。 また、社会情勢に臨機応変に対応し、犯罪を未然に防ぐ取組をします。	事業の継続 社会情勢に応じ、活動内容を充実 安全安心推進課
4-2-9	防犯に関する普及啓発活動の実施	市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及啓発活動を行います。	事業の継続 安全安心推進課
4-2-10	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配布	学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小中学校に配布します。 各学校でも危機管理マニュアルを作成し、事故防止に努めます。	事業の継続 教育指導課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
4-2-11	保護者と地域の連携による防犯活動の推進	保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども 110 番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	事業の継続	安全安心推進課 教育指導課
4-2-12	防犯ブザーの配布	小中学生が不審者等から身を守るため、市内在住在学の児童生徒に防犯ブザーを配布します。	事業の継続	教育指導課
4-2-13	学校警備員の配置	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校 16 校に学校警備員を配置します。	市立小学校全校への配置を継続	学校施設課
4-2-14	こども安全パトロール員の巡回	青色パトロールカーにより、子育て支援施設の巡回やその周辺のパトロールを行います。日常的にパトロールすることにより、犯罪を抑制します。	事業の継続	こどもみらい課
4-2-15	交通安全教室の開催	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルール習得を図ります。	事業の継続	交通政策課 教育指導課 保育課
4-2-16	スクールゾーンの安全対策	スクールゾーンにおける交通安全対策を図るため、スクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、スクールゾーン・通学路の交通安全対策を実施します。	事業の継続	交通政策課
4-2-17	幼稚園の安全対策	幼稚園において園児が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園が安全管理システムの整備並びに家庭や地域の関係機関・団体と連携し安全な施設の整備事業を行います。	実施園の拡大 [20 年度 11 園]	私立幼稚園
4-2-18	幼稚園におけるメールシステムの活用	幼稚園の安全対策及び健康管理のため、幼稚園同士の横の連携を深め、事件や事故、感染症情報などについてメールシステムを使って迅速に連絡を取り合います。	事業の継続	私立幼稚園

## 主要施策 4 - 3 子どもや親子の居場所づくりの推進

### 現状と課題

少子化や都市化の進行により、子ども同士や親子が地域の人や自然と触れ合う機会が減少しています。こうした状況は、子ども自身にゆとりがなくなり、仲間意識が希薄になり人格形成にも大きな影響を与えています。また、子育て家庭の孤立化にもつながり、地域での交流の機会や場所の提供が必要とされています。

本市では、遊びの場として、公園や青少年広場・子どもの広場、子ども会館や青少年会館の整備を行ってきました。また、つどいの広場事業や民生委員児童委員による子育てサロンなど、子どもや親子の居場所づくりに努めてまいりました。

しかし、協議会・市民・団体別懇談会等では、「公園や公共の施設が活用されていない」、「子どもが学校以外で集える場所がない」、「親同士で話すことで安心して子育てできるため、そのような機会を設けてほしい」、「子育て中のお母さんのリフレッシュの場となるようなイベントを開催してほしい」といった声が聞かれます。

今後も、施設などの整備やルールの見直し、子どもや親子の集うきっかけや機会の提供を積極的に行っていく必要があります

#### 協議会、市民・団体別懇談会等の意見

公園でボール遊びは禁止になっているが小さい子がいる場合は気をつけましょうという形にすると良い

公園の数は多いが、使いづらい公園が多い。

中学生等は子ども会館に行きづらい。

異世代交流、情報交換の場がほしい。

### 施策の方向性

子どもの居場所づくり

親子で集える場所の充実

子育て中の気持ちを共感しあえる機会の提供

## 具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
4-3-1 子ども会館 (重複掲載 1-3-1)	心身の健やかな育成のため地域の子どもに健全な遊び場及び居場所を提供します。	一日あたり平均来館者数 10%アップ [20 年度一日あたり平均来館者数 247 人]	青少年課
4-3-2 子育て支援センターの充実 (重複掲載 1-3-2・3-3-2)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。リースペースの子育てひろばも設置します。	未実施地域での整備を検討 [20 年度 3 地域に設置]	こども相談課
4-3-3 つどいの広場事業 (重複掲載 1-3-4)	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に 0～3 歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	1 地域 2 箇所 (支援センター開設のため) [20 年度 2 地域 4 箇所]	こどもみらい課
4-3-4 若者たちが育ち合う場の創設 (重複掲載 3-3-12)	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指せる場づくりを進めます。	検討 [20 年度未実施]	青少年課 こどもみらい課
4-3-5 放課後子ども教室 (重複掲載 3-3-17)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	事業の継続	生涯学習課
4-3-6 放課後子どもプラン (重複掲載 3-3-18)	「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を連携して行うもので、すべての子どもを対象として、放課後の安全で健やかな居場所づくりをめざします。	事業の継続	生涯学習課 青少年課
4-3-7 多世代交流地域共同拠点の創設 (重複掲載 3-3-20)	地域資源の活用等により一般家庭の開放も含め、多世代が交流しあえる地域の拠点づくりを支援します。	事業の検討	福祉政策課 こどもみらい課
4-3-8 公園・緑地の整備促進 (重複掲載 4-1-5)	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。 また、子どもたちが戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等の身近な場所への設置に向け取り組みます。	緑の基本計画平成 27 年中間年次に向け推進	公園海浜課
4-3-9 子育てサロン (重複掲載 1-3-21)	児童の健全育成のために、主任児童委員が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。	事業の継続	地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会